

特定機能病院の承認の更新制の導入

特定機能病院あり方に関する検討会
第6次医療法改正



日本ヘルスケアプランニング株式会社

特定機能病院の基本的な3つの機能

- 高度の医療の提供
- 高度の医療技術の開発及び評価
- 高度の医療に関する研修



👉 6つの課題

- ①特定機能病院は、多分野にわたる総合的な対応能力を有しつつ、専門性の高い医療を提供する必要がある。
- ②高度な医療を提供できる人材を複数の医療機関に分散して配置することは医療の質を低下させるおそれがある。
- ③特定機能病院の位置づけを踏まえると、紹介外来制の導入を求めていくことが必要である。
- ④「高度な医療技術の開発及び評価」についての承認要件を、論文数により評価しているが、今後は、その質を問う必要がある。
- ⑤研修を行う体制を評価する必要がある。
- ⑥高度の医療の提供を担う特定機能病院としての質を継続的に確保していく必要がある。

承認要件の改正案の主要5項目

- ①内科、外科、精神科等の特定の診療科の標榜を必須化
- ②一定数の専門医を配置することを必須化
- ③紹介率等の基準の引上げ（+算定式の見直し）
- ④研究論文として英文による論文数等を要件化
- ⑤研修統括者が配置されていることの要件化

- ・ 原則的な整備数（各都道府県に原則1カ所）の設定
（ただし、都道府県の人口比率、地理的バランス等を考慮）
- ・ 承認の際に、現地視察など実態を確認する手続きを追加
- ・ 更新制度の導入（更新期間：3～5年）

①～⑤につきまして、次ページ以降にて
順次解説をさせていただきます。



①内科、外科、精神科等の特定の診療科の標榜を必須化

【現行の承認要件】

- ・ 16診療科のうち10以上を標榜

<参考：実態調査を行った16診療科>

内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、脳神経外科、整形外科、歯科、麻酔科、救急科



【改正案】

- ・ 特定機能病院には、総合的な診療能力が求められており、16診療科すべてを必須とする。

①内科、外科、精神科等の特定の診療科の標榜を必須化に関する付帯要件

- ・**ただし**、歯科については、標榜してない場合や、病院と同一系列の歯科病院と連携して対応している場合があるので今後検討を行う。

- ・内科については、「内科」を標榜するか、消化器、循環器、呼吸器など基本的な内科領域について標榜するとともに、その他の内科領域を含めて総合的に対応する能力を有することを要件とする。

- ・外科については、「外科」を標榜するか、消化器、呼吸器、循環器など基本的な外科領域について標榜するとともに、その他の外科領域を含めて総合的に対応する能力を有することを要件とする。

- ・標榜科以外の対応能力については、医師の配置、対応実績（外来、入院）等に関する資料の提出を求め、社会保障審議会において評価を行う。

<参考1：総合内科専門医を取得する上で経験すべき分野>

消化器、循環器、内分泌・代謝、腎臓、呼吸器、血液、神経、アレルギー・自己免疫疾患、感染症・中毒

<参考2：外科専門医を取得する上で経験すべき領域>

消化器および腹部内臓、乳腺、呼吸器、心臓・大血管、末梢血管、頭頸部・体表・内分泌外科、小児外科、外傷



②一定数の専門医を配置することを必須化

◆一定数の専門医を配置することを必須化

【現行の承認要件】

- ・ 専門医に関する要件なし

【改正案】

- ・ 病院全体において、医師の配置基準の半数以上が専門医であることとする。
- ・ 配置基準の対象とする専門医資格については、実態調査において調査を行った専門医（基本領域の専門医）とする。

< 特定機能病院の医師の配置基準 >

$$\text{医師数} = \frac{\text{入院患者数} + \text{外来患者数} \times 0.4}{8}$$

< 基本領域の専門医 >

診療科	専門医	診療科	専門医
内科	総合内科専門医	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科専門医
外科	外科専門医	放射線科	放射線科専門医
精神科	精神科専門医	脳神経外科	脳神経外科専門医
小児科	小児科専門医	整形外科	整形外科専門医
皮膚科	皮膚科専門医	麻酔科	麻酔科専門医
泌尿器科	泌尿器科専門医	救急科	救急科専門医
産婦人科	産婦人科専門医	歯科	歯科専門医
眼科	眼科専門医		



③紹介率等の基準の引上げ（＋算定式の見直し）

◆紹介率等の引上げ（＋算定式の見直し）

【現行の承認要件】

- ・紹介率：30%以上

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者数} + \text{逆紹介患者数} + \text{救急搬送患者数}}{\text{逆紹介患者数} + \text{初診患者数}}$$

【改正後の承認要件】 ※初診患者が増加すると不利！

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者数} + \text{救急搬送患者数}}{\text{初診患者数}} \geq 50\%$$

$$\text{逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者数}}{\text{初診患者数}} \geq 40\%$$



④研究論文として英文による論文数等を要件化

【現行の承認要件】

- ・論文の数が年間100件以上であること

【改正案】

- ・英語論文の数が年間70件以上であることとする。
- ・当該医療機関に所属する医師が筆頭著者であることを条件とする。
- ・論文の質を担保するため、査読のある学術雑誌に掲載された論文であることとする



⑤研修統括者が配置されていることの要件化

【現行の承認要件】

- ・受け入れた研修医（初期臨床研修を除く。）の数が年間平均30人以上であること

【改正案】

- ・標榜を必須とされた診療科ごとに研修を統括する者（研修統括者）を配置することとする
（より細分化した領域ごとに研修統括者を配置することも可能）。
- ・研修統括者は、専門医資格取得後の当該分野の臨床経験年数が5年以上であることを要件とする。



「がん」、「脳卒中」、「心臓病」等に 特化した医療機関について

・以下の要件を満たすことを前提として、特定領域の特定機能病院を設けることが適当ではないか。

- ① 「がん」、「脳卒中」、「心臓病」のほか、特に重要な領域として社会保障審議会において承認を得たものに限定すること
- ② 特定領域に特化するため、特に高度な専門性が求められることから、紹介率80%以上及び逆紹介率60%以上であることや、専門医数、英語論文数等について、通常の特設機能病院よりも高い基準値を満たすこと
- ③ 極めて先駆的な医療を行っていること
- ④ 自ら研究計画を立案して臨床研究や治験に主導的な役割担っていること
- ⑤ 国全体の医療関係職種を対象として専門的な人材育成（専門医取得後の医師に対する研修等）を行っていること



◆経過措置

- ・既に、特定機能病院に承認されている医療機関の更新の時期については、以下のスケジュールとすることでよいか（新たな承認要件の施行が平成26年4月の場合）。
- ・平成27年3月末までに申請の受け付け終了
- ・平成27年度及び平成28年度において、審査が終了したもののから随時認定



◆要件を満たさない医療機関について（検討中）

既に特定機能病院に承認されているが、新たな承認基準を満たさない医療機関について・・・

- ・直ちに更新を認めないとするのではなく、次回の更新の承認申請の更新期限までの間の改善計画を提出させる。

- ・当該承認申請に際しても基準値を満たさない場合には、社会保障審議会の意見を聴いた上で、原則として、更新を認めない。

